

中国における最近の知財トピックス

2022年5月31日

方信グローバル知財サービス株式会社
〒107-0062 東京都港区南青山二丁目2番15号
ウィン青山942室
中国弁護士・中国弁理士 方喜玲
萩原正

拝啓

平素は格別なご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

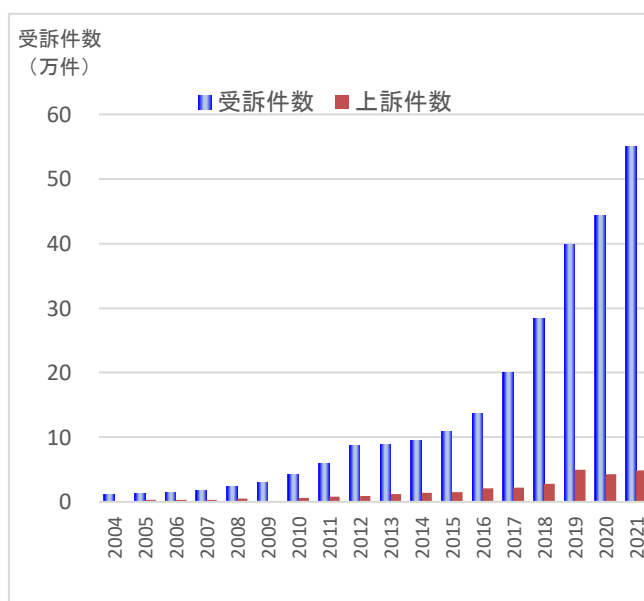
本号では、知的財産関係訴訟に関する統計データ、日本を含めて世界62カ国が加盟している意匠に関する国際出願システムである「ハーグ協定」加入後の関連業務処理に関する暫定弁法、2022年4月20日に最高人民法院が公表した第一審知的財産権民事・行政事件の管轄に関する司法解釈などについて紹介させていただきます。

敬具

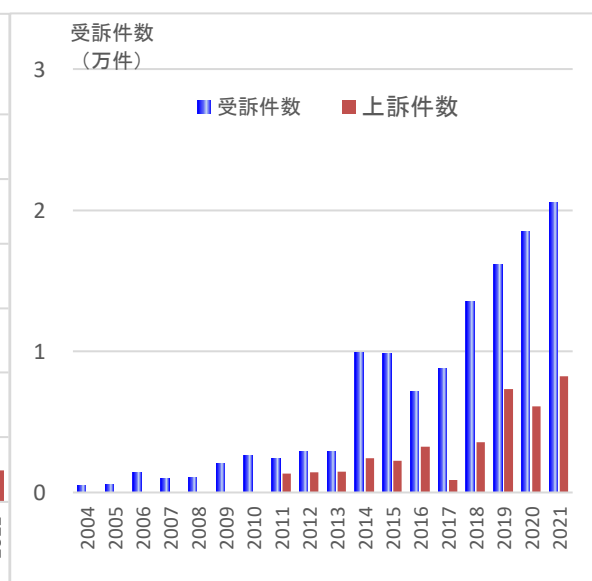
1. 知的財産関係司法保護状況に関する統計データ 2021年度の白皮書から

2021年、全国地方各級人民法院の知的財産関係民事一審案件の受訴件数は550,263件で、対前年同期比24%増、同民事二審受訴件数は49,084件であった。また、全国地方各級人民法院の知的財産関係行政一審案件の受訴件数は20,563件で、対前年同期比11%増、同行政二審受訴件数は8,215件であった。

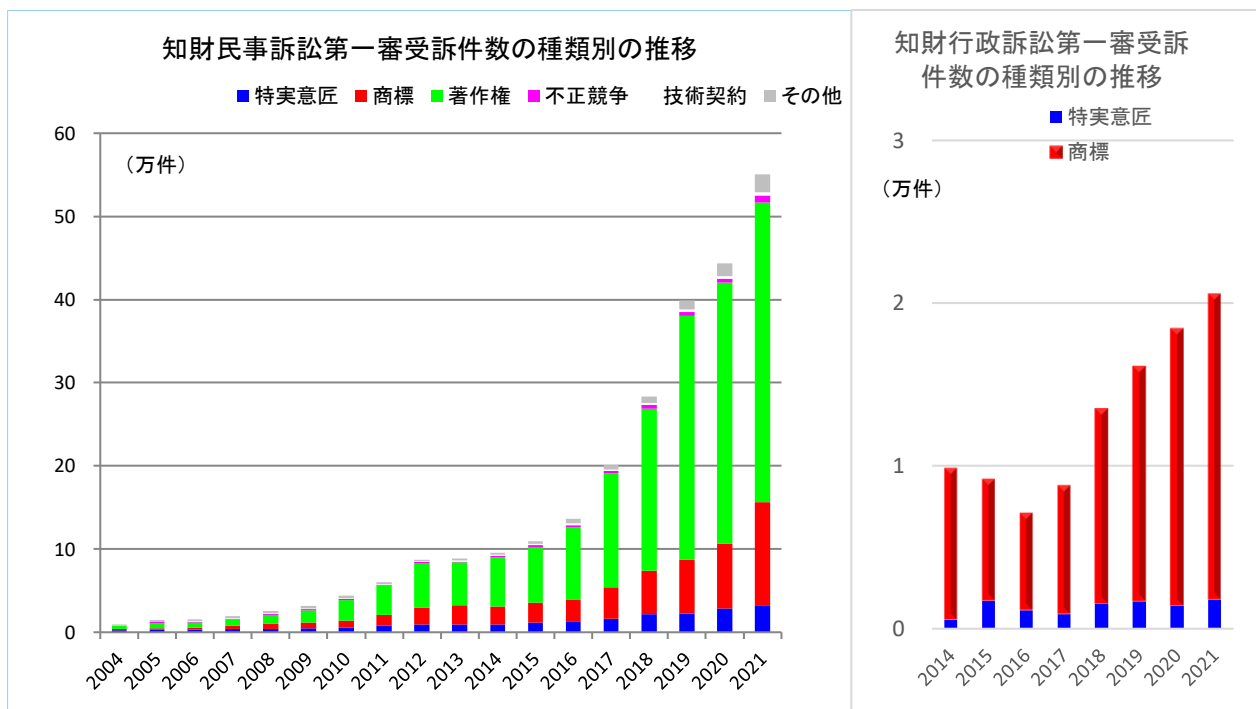
知的財産民事訴訟第一審受訴件数



知的財産行政訴訟第一審受訴件数



2021年の全国地方各級人民法院の知的財産関係民事第一審受訴案件のうち、専利案件 31,618 件、商標案件 124,716 件、著作権案件 360,489 件、技術契約紛争案件 4,015 件、不競法案件 8,419 件、その他案件 21,006 件、渉外案件 6,573 件であった。同様に全国地方各級人民法院の知的財産関係行政第一審受訴案件のうち、専利案件 1,810 件、商標案件 18,734 件、著作権案件 19 件、渉外案件 3,894 件であった。



[国家知识产权局 白皮书 2021 年中国知识产权保护状况 \(cnipa.gov.cn\)](http://cnipa.gov.cn)

グラフのデータは暦年の白書から

2. 国家知識産権局、「ハーグ協定」加入後の関連業務処理に関する暫定弁法を公表

2022年4月22日

中国は、2022年2月5日に工業デザインに関する国際登録ハーグ協定(1999年版)(以下「ハーグ協定」)の加盟書を世界知的所有権機関(WIPO)に寄託した。ハーグ協定の発効を確実にするために、国家知識産権局は、ハーグ協定への加盟後の関連業務処理に関する暫定措置を策定し、2022年5月5日から施行する。意匠の国際出願の出願人は、本法の規定に従い関連する業務を行うことができる。

第一条 2022年5月5日より、中国の単位または個人は、専利法第19条第2項の規定により、《工業デザインに関する国際登録ハーグ協定(1999年版)》(以下「ハーグ協定」という)に基づき工業デザイン(意匠)の国際登録出願を行うことができる。

出願人は、世界知的所有権機関(WIPO)国際事務局(以下、国際事務局)に直接工業デザインの国際登録出願を提出するか、または国家知識産権局を通じて英語で工業デザインの国際登録出願を行うこともできる。

国家知識産権局を通じて工業デザインの国際登録出願を行う場合、関連資料は、ハーグ協定および国家知識産権局が定める書面形式または電子書式に従って提出しなければならない。

ハーグ協定に規定されている関連費用は、出願人が国際事務局に直接支払うものとする。

第二条 中国を指定する工業デザインの国際登録出願（以下、意匠国際出願）に対しては、国家知識産権局は、専利法第 19 条第 3 項、改正専利法施行規則及び専利審査指南に従い処理する。

第三条 出願人が優先権を主張する場合、意匠の国際出願時に先願書類の副本を提出していないときは、出願の国際公表日から 3 ヶ月以内に、その先願書類の副本を国家知識産権局に提出しなければならない。

先願書類の副本に記載されている出願人と後願の出願人が異なるときは、出願人は、国際出願公開の日から 3 ヶ月以内に、関連する証明書を国家知識産権局に提出しなければならない。

出願人が優先権を主張する場合、国際出願公開の日から 3 ヶ月以内に国家知識産権局に優先権請求料を支払わなければならない。その国際公表日が改正専利法施行日より前(当日を含む)である場合、改正専利法施行規則の施行日から 3 ヶ月以内に優先権請求料を支払うものとする。

出願人が先願書類の副本を提出しなかったとき、または関連証明書を提出しなかったとき、あるいは優先権請求料が支払われていないか、または全額支払われていないときは、優先権は請求されないものと見做す。

第四条 意匠の国際出願の出願人は、国際出願公開の日から 2 ヶ月以内に、国家知識産権局に対し分割出願をすることができ、国家知識産権局は、専利法及びその実施規則及び専利審査指南の関連規定に従って処理する。

第五条 出願人は、意匠の国際出願に係る意匠が専利法第 24 条第 2 項または第 3 項に規定する状況にあると認めるときは、意匠の国際出願時に申請し、その国際出願公開の日から 2 月以内に、関連する証明書を国家知識産権局に提出しその旨を記載しなければならない。申請がなされていない場合、または証明書が提出されていない場合、その出願は専利法第 24 条の規定は適用されない。

第六条 出願人は、意匠の国際出願関連費用を納付するときは、国際事務局及び国家知識産権局の規定に従って全額を納付しなければならない。意匠国際出願の単独指定料の納付基準及び減額規則については別途公表する。

第七条 意匠の国際出願の出願人または専利権者が権利の変更を求める場合には、国際事務局に関連する手続きに加えて、国家知識産権局に証明書を提出しなければならない。文書が外国語であるときは、同時に中国語翻訳文を添付しなければならない。証明書が提出されていない場合、または証明書が不適格である場合、国家知識産権局は、権利の変更が中国で有効でなかったことを国際事務局に通知する。

第八条 意匠の国際出願の出願人は、これらの措置に規定する以外の法的手続及び事務については、ハーグ協定、専利法及びその実施規則及び専利審査指南の規定に従って処理しなければならない。

第九条 本法は、2022 年 5 月 5 日から施行する。

https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/4/25/art_541_175134.html

3. 最高人民法院による第一審知的財産民事・行政事件の管轄に関する若干の規定

法釈[2022]13 2022年4月20日

知的財産訴訟の管轄体制をさらに改善し、四審制の法院の裁判機能を合理的に位置づけるために、《中華人民共和國民事訴訟法》、《中華人民共和國行政訴訟法》、その他の法規に基づき、知的財産裁判実務と併せて本規定を策定する。

第一条 発明専利、実用新案専利、植物新品種、半導体周集積回路設計、技術秘密情報、コンピュータソフトウェアの所有権、侵害紛争及び独占紛争の第一審の民事・行政案件は、知識産権法院、省・自治区、直轄市の人民政府の所在地の中級人民法院及び最高人民法院が定める中級人民法院の管轄下に置かれるものとする。

知的財産法院の管轄権を定めた法律があるときは、その規定に従うものとする。

第二条 外観専利（意匠）権の帰属、侵害紛争及び馳名商標の認定に関する第一審の民事・行政事件は、知識産権院及び中級人民法院の管轄下に置かれる。最高人民法院の承認を得て、外観専利（意匠）の行政事件を除き、基層人民法院の管轄下に置くことができる。

本規定の第一条及び本条第1項に規定する場合以外で、第一審の知的財産訴訟の訴額が最高人民法院が定めた金額以上、または國務院の部門、県級以上の地方人民政府あるいは税関の行政行為に係る案件は、中級人民法院の管轄下に置かれるものとする。

知識産権法院の管轄権に関する規定がある場合は、その規定に従うものとする。

第三条 この規定の第一条及び第二条に規定する場合を除き、第一審の知的財産権の民事及び行政案件は、最高人民法院が定める基層人民法院の管轄下に置かれるものとする。

第四条 新類型、複雑難解または法律の適用に関する指導的意義を有する知的財産の民事・行政案件については、上級人民法院は訴訟法の関連規定に従い、下級人民法院の要請または独自の裁量により、上級人民法院が審理することができる。

当院が管轄する第一審の知的財産に関する民事訴訟を下級人民法院に付託する必要がある場合には、民事訴訟法第39条第1項の規定により、その上級人民に案件ごとに承認を求めるものとする。

第五条 本規定に従い、最高人民法院による管轄権の決定又は管轄下の訴訟の訴額の基準、地域の範囲の調整を必要とする場合、最高人民法院に報告し承認を求めなければならない。

第六条 本規定は、2022年5月1日から施行する。

最高人民法院が以前に発布した司法解釈と本規定が一致しない場合は本規定に従う。

<https://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-355871.html>

本件に関し、さらなる情報やご不明な点、ご質問等がございましたら、fsgip@fsgip.com までお問合せくださいますようお願いいたします。